

非常災害（地震災害は除く）にかかる活動体制に関する要綱

（目 的）

第1 この要綱は、非常災害（地震災害は除く。以下同じ）が発生する恐れのあるとき又は非常災害時における茨木市教育委員会（以下「委員会」という。）に属する職員の招集、教育施設の警備並びに児童・生徒及び社会教育施設利用者の安全確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の招集）

第2 勤務時間外における職員の招集については、次のとおりとする。

（1）動員の範囲

①学校教職員

ア 市域においてレベル3（氾濫・大雨）警報、若しくは大雪・暴風・暴風雪に関する警報が発表された場合、全教職員は、緊急連絡の受信と迅速な参集が可能な体制を確保すること。

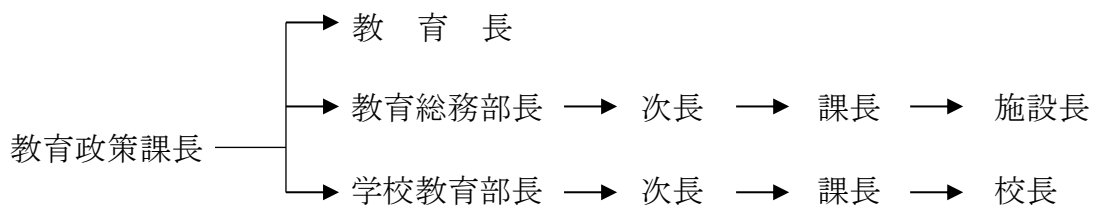
イ 市域においてレベル3（土砂災害）警報が発表された場合、全教職員は、自宅待機とする。ただし、各校長は、自らの判断で所属の学校へ参集するものとし、その際、一部若しくは全教職員に出勤を命ずることがある。

ウ 市域においてレベル4（氾濫・大雨・土砂災害）危険警報、レベル5（氾濫・大雨・土砂災害）特別警報が発表、若しくは河川氾濫が発生、大規模土砂災害が発生し、茨木市において、災害対策本部が設置され、市教育委員会から連絡があった際は、速やかに所属の学校へ参集するものとする。他の教職員は自宅待機とするが、各校長の判断で、一部若しくは全教職員に出勤を命ずることがある。

②事務局職員

風水害時配備体制に基づき参集すること。

（2）連絡の方法



（学校の警備並びに児童・生徒の安全確保）

第3 学校の警備並びに児童・生徒の安全確保については、「茨木市地域防災計画（第12章 文教対策）」に定めるもののほか、教育長が別に定めるところにより、措置するものとする。

（社会教育施設の警備並びに施設利用者の安全確保）

第4 社会教育施設の警備並びに施設利用者の安全確保については、教育長が別に定めるところにより、措置するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から実施する。

(あて先) 市立小・中学校長

茨木市教育委員会
教育長 森岡 恵美子

非常災害（地震災害は除く）にかかる学校の警備
並びに児童・生徒の安全確保について（通知）

標記のことについて、市立小・中学校長は、下記事項に留意し、万全を期すよう通知します。

記

（情報の収集）

- 1 報道等により、大雨・暴風・洪水等に関する情報の収集に努めること。

（休業の措置）

- 2 午前7時の時点で、茨木市において「暴風警報」「特別警報（大雪・暴風・暴風雪）」「レベル5（河川氾濫・大雨・土砂災害）特別警報」「レベル4（河川氾濫・大雨・土砂災害）危険警報」が発表されているときは、休業の措置をとること。なお、「レベル5土砂災害特別警報」「レベル4土砂災害危険警報」のみが発表されている時は、校区に土砂災害警戒区域または、土砂災害特別警戒区域を含む学校のみ休業の措置をとること。土砂災害警戒区域または、土砂災害特別警戒区域を含む学校は別表のとおりとする。「レベル3（河川氾濫・大雨・土砂災害）警報」が発表されているときは、原則として休業の措置をとらないが、校区の状況から、線状降水帯による大雨の可能性が予想された場合など休業の措置が適当と判断したときは、教育委員会と協議すること。

また「警戒レベル5緊急安全確保」「警戒レベル4避難指示」が発令されているときは、原則として休業の措置をとること。

いずれの場合においても、教育委員会から特別の指示があった場合は、この限りでない。

（休業措置の連絡前に登校した児童・生徒に対する措置）

- 3 休業の措置を学校から連絡する前に登校した児童・生徒については、通学路の安全や風雨の強さなどについて十分な状況判断のうえ保護者に連絡し、教職員等の引率のもとに帰宅措置または適切な保護措置をとること。

（休業措置の中止）

- 4 午前9時までに、茨木市において項目「2」の警報等が解除されたときは、休業の措置を中止すること。ただし、教育委員会から特別の指示があった場合は、この限りでない。

なお、休業措置を中止するに際しては、通学路の安全確認を行うこと。

- 5 校区の状況から、休業措置の継続が適当と判断したときは、教育委員会と協議すること。
(授業の中止)
- 6 授業中に茨木市において項目「2」の警報等が発表または発令されたときは、教育委員会の指示により、授業を中止し、項目「3」に準じた対応をとること。
(校舎等の警備)
- 7 校長は、災害応急対策用資材を常時、準備・点検しておくとともに、特に茨木市において項目「2」の警報等が発表または発令されたときは、校内の安全管理及び防災対策を十分に講じること。
(記録と報告)
- 8 校長は、災害の発生等に関して、その状況及び対処したことについて、詳細に記録し、速やかに教育委員会に報告すること。
(校長の専決)
- 9 通信網の不通等により教育委員会の指示が受けられないときは、校長の判断において、適切な措置を講じること。

なお、令和8年5月29日付「非常災害（地震災害は除く）にかかる学校の警備並びに児童・生徒の安全確保について」の教育長通知は廃止する。本通知は令和8年8月25日から運用を開始する。

別表

区分	対象校
小学校	春日丘 安威 福井 清溪 忍頂寺 豊川 郡山 沢池 山手台 穂積 西 彩都西
中学校	豊川 北 西陵 北陵 彩都西

非常災害（地震災害は除く）にかかる社会教育施設の警備
並びに施設利用者の安全確保について

（情報の収集）

- 1 報道等により、大雨・暴風・洪水等に関する情報の収集に努めること。

（臨時休館等の措置）

- 2 茨木市において「暴風警報」「特別警報（大雨・氾濫・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪）」、または、各施設の地域にレベル4「避難指示」、レベル4相当「氾濫危険警報」「大雨危険警報」「土砂災害危険警報」が発表されているときは、原則臨時休館等の措置を取ること。

ただし、各施設の実情に合わせ他の基準を定める必要がある場合は、各所属長が別に定める。

（施設利用者への周知）

- 3 施設利用者に対しては、茨木市において項目「2」の警報等が発表されている旨を告げ、注意を促すこと。
- 4 ホームページへの掲載、館の入口に臨時休館等のはり紙等を行い、一般来館者への周知に努めること。

（施設等の警備）

- 5 施設長は、災害応急対策用資材を常時、準備・点検しておくとともに、特に茨木市において項目「2」の警報等が発表されたときは、施設内の安全管理及び防災対策を十分に講じること。

（記録と報告）

- 6 施設長は、災害の発生等に関して、その状況及び対処したことについて、詳細に記録し、速やかに施設所管の所属長に報告すること。

（施設長の専決）

- 7 通信網の不通等により施設所管の所属長の指示が受けられないときは、施設長の判断において、適切な措置を講じること。

（その他）

- 8 その他、各施設の実情に合わせ他の項目・取り扱いを定める必要がある場合は、各所属長が別に定める。